

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終（現時点）								
001	令和4年11月01日	京都市営保育所、青少年活動センター等23施設照明設備LED化簡易型ESCO事業に関する契約	65,324,644		67,845,542	子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室	島和クリエイション株式会社（代表企業）及び京都府電気工事工業協同組合を構成員とするグループ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	
002	令和4年04月01日	令和4年度放課後ほっと広場事業の委託	82,834,964	98,638,785	109,394,425	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	京都市学童保育所管理委員会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
003	令和4年04月01日	令和4年度京都市児童館事業（民設児童館）の委託	869,572,458	980,838,325	1,017,000,041	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	社会福祉法人 京都社会福祉協会他34件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
004	令和4年04月01日	令和4年度学童クラブ事業（民設学童保育所）の委託	47,787,560	54,629,994	59,477,836	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	社会福祉法人 信愛保育園他2件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
005	令和4年08月09日	令和5年度京都市はたちを祝う記念式典の運営業務委託	19,300,000		20,418,603	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	株式会社開広	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	
006	令和5年02月14日	京都市出産・子育て応援事業に係る事務処理等業務委託	11,000,000		11,000,000	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	株式会社パソナ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	無	
007	令和5年03月06日	桃陽病院受変電設備改修工事	3,495,800		3,495,800	子ども若者はぐくみ局桃陽病院	有限会社森田電設	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	工事			

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市営保育所、青少年活動センター等 2 3 施設照明設備LED化簡易型ESCO事業に関する契約
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室
- 3 契約締結日
(当初) 令和4年11月1日
(変更後) 令和5年3月15日
- 4 履行期間
令和4年11月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
晶和クリエーション株式会社（代表企業）及び京都府電気工事工業協同組合を構成員とするグループ
(代表企業)
京都市南区西九条菅田町3番地2
晶和クリエーション株式会社
(構成員)
京都市南区東九条南河辺町3番地
京都府電気工事工業協同組合
- 6 契約金額（税込み）
(当初) 65,324,644円
(変更後) 67,845,542円
- 7 契約内容
市営施設の照明設備LED化に係り、現地調査及び詳細設計のうえ照明器具の取替工事を実施し、これに伴うエネルギー削減量の算出を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
(随意契約の理由)
事業の効果的かつ効率的な実施に当たっては、価格競争性だけでなく、施工品質や安全管理、電気使用量の削減量等を考慮すべきであり、委託先の選定方法が競争入札に適しない契約であったため。
(変更契約の理由)
契約期間中に施工を進める中で、照明器具の変更や増設等の必要が発生したため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定した結果、最も優れた提案内容であったため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度放課後ほっと広場事業の委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
(当初) 令和4年4月1日
(変更前) 令和4年11月1日
(変更後) 令和5年3月31日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階
京都市学童保育所管理委員会
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 82,834,964円
(変更前) 98,638,785円
(変更後) 109,394,425円
- 7 契約内容
放課後ほっと広場事業の委託
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
契約の相手方の人件費相当額の変更、事業実績に係る加算、利用料金実績に基づく委託料の調整等により、委託料に変更が生じたため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託先は、児童の健全育成に対して、深い理解を持っていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの学童クラブ事業の実績に鑑みて能力を有すると認められるため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市児童館事業（民設児童館）の委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
（当初）令和4年 4月 1日
（変更前）令和4年11月24日
（変更後）令和5年 3月31日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
別紙参照
- 6 契約金額（税込み）
（当初） 869,572,458円
（変更前） 980,838,325円
（変更後） 1,017,000,041円
- 7 契約内容
京都市児童館事業（民設児童館）の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約の相手方の人件費相当額の変更、事業実績に係る加算、利用料金実績に基づく委託料の調整等により、委託料に変更が生じたため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
各委託先は、児童館という児童厚生施設を有しているのみならず、地域における子育て支援及び児童の健全育成に対して深い理解をもっていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの児童館の運営における実績に鑑みて能力を有すると認められるため。
- 11 その他

委託先一覧(民設)

①法人名	③法人住所	⑨変更契約金額(変更後)
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	22,735,674
社会福祉法人 京都社会福祉協会	京都市東山区三条通大橋東二丁目73番地2号	114,804,341
社会福祉法人 柗野保育園	京都市北区上賀茂東上ノ段町36番地の2	22,285,916
社会福祉法人 京都保育センター	京都市北区大將軍坂田町8番地1	28,385,581
社会福祉法人 西陣会	京都市上京区元誓願寺通千本東入元四丁目430番地の2	27,188,162
宗教法人 日本基督教団京都教会	京都市中京区富小路通二条下ル俵屋町197番地	41,018,104
社会福祉法人 平松の会	京都市左京区岩倉中在地町31番地の3	27,643,104
社会福祉法人 六満学園	京都市中京区六角通大宮西入三条大宮町242番地	23,044,146
社会福祉法人 大宅福祉会	京都市山科区大宅五反畑町69番地の5	31,678,233
社会福祉法人 常盤福祉会	京都市山科区東野南井上町9番地の2	28,210,381
社会福祉法人 下京ひかり保育園・児童館	京都市下京区中堂寺前田町7番地の3	27,242,240
社会福祉法人 カトリック京都司教区カリタス会	京都市中京区河原町通り三条上ル下丸屋町423番地	28,783,940
社会福祉法人 清和園	京都市南区久世川原町79番地	26,188,691
社会福祉法人 向上社	京都市右京区西院北矢掛町22番地	25,639,894
社会福祉法人 上総福祉会	京都市北区小山上総町7番地	28,341,025
社会福祉法人 つみき福祉会	京都市西京区松室荒堀町126番地	20,406,048
社会福祉法人 桂朝日福祉会	京都市西京区桂北滝川町30番地	30,070,565
社会福祉法人 桂・川島児童センター	京都市西京区川島粟田町40番地の4	31,827,499
池田児童館運営委員会	京都市伏見区醍醐池田町4番地	31,784,077
社会福祉法人 白菊福祉会	京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の59	21,993,898
うずらの里児童館運営委員会	京都市伏見区深草西浦町三丁目44番地	29,473,998
社会福祉法人 美樹和会	京都市伏見区桃山町大島38番地の110	25,121,762
社会福祉法人 志心福祉会	京都市伏見区石田川向町1番地の7	24,554,769
桃の里児童館運営委員会	京都市伏見区淀際目町555番地	23,759,920
一般社団法人 京都市ひとり親家庭福祉連合会	京都市左京区下鴨北野々神町26番地北山ふれあいセンター京都市ひとり親家庭支援センター内	25,524,337
社会福祉法人 健光園	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12番地	23,641,643
社会福祉法人 醍醐福祉会	京都市伏見区醍醐中山町39番地の13	27,523,030
社会福祉法人 大五京	京都市北区衣笠衣笠山町10番地	26,562,543
社会福祉法人 京都福祉サービス協会	京都市中京区壬生御所ノ内町39番5	25,625,612
社会福祉法人 京都社会事業財団	京都市西京区山田平尾町17番地	27,411,894
社会福祉法人 妙秀福祉会	京都市北区鷹峯黒門町15番地2	21,183,038
社会福祉法人 深草福祉会	京都市伏見区深草僧坊町46番地の1	28,071,337
特定非営利活動法人 フォーラムひこばえ	京都市右京区宇多野福王子町45番地2	23,638,017
社会福祉法人 鏡陵福祉会	京都市山科区御陵荒巻町50番地1	27,104,092
一元化民設計 34団体		998,467,511
①法人名	③法人住所	⑨変更契約金額(変更後)
宗教法人 だん王法林寺	京都市左京区川端通三条上ル法林寺門前町36番地	18,532,530
単独民設計 1団体		18,532,530

総額(変更後)

1,017,000,041

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和4年度学童クラブ事業（民設学童保育所）の委託

2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

3 契約締結日

（当初）令和4年 4月1日

（変更前）令和4年11月1日

（変更後）令和5年3月31日

4 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

- ・京都市上京区丸太町通日暮西入西院町747番地の20
社会福祉法人信愛保育園
- ・京都市東山区渋谷通東大路東入3丁目上馬町553-5
社会福祉法人小松谷福祉会
- ・京都市伏見区桃山町大島38-110
社会福祉法人美樹和会

6 契約金額（税込み）

（当初）47,787,560円

（変更前）54,629,994円

（変更後）59,477,836円

【最終金額内訳】

- ・社会福祉法人信愛保育園 : 22,973,605円
- ・社会福祉法人小松谷福祉会 : 14,472,703円
- ・社会福祉法人美樹和会 : 22,031,528円

7 契約内容

学童クラブ事業（民設学童保育所）の委託

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

契約の相手方の人件費相当額の変更、事業実績に係る加算、利用料金実績に基づく委託料の調整等により、委託料に変更が生じたため。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

委託先は、児童の健全育成に対して、深い理解を持っていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの学童クラブ事業の実績に鑑みて能力を有すると認められるため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年京都市はたちを祝う記念式典の運營業務委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日
(当初) 令和4年8月 9日
(変更後) 令和5年2月28日
- 4 履行期間
令和4年8月9日から令和5年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町256番地
株式会社 関広
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 19,300,000円
(変更後) 20,418,603円
- 7 契約内容
「令和5年京都市はたちを祝う記念式典」開催に伴う事前準備から当日運営までを行う。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
 警察指示による警備員の増員
 トランシーバーの台数変更に伴う備品手配費用の増額
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託先は、プロポーザルによる提出書類及びプレゼンテーションに基づき、選定会議において審査した結果、最も優れた提案内容であったため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市出産・子育て応援事業に係る事務処理等業務委託
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日
令和5年2月14日
- 4 履行期間
令和5年2月20日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通四条上ル筈町691番地
株式会社パソナ パソナ・京都
- 6 契約金額（税込み）
11,000,000円
- 7 契約内容
申請受付、審査、不備勧奨、システム入力及び問合せ対応等の出産・子育て応援事業に伴う事務処理等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
出産・子育て応援事業について、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭を支援し、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、国の令和4年度第2次補正予算において創設された新規事業である。本事業は世間の関心が非常に高く、市民からの問合せが多数想定されるため、事業内容の熟知や申請・支給要件の正確な理解など、知識の習得に時間を要するものである。また、申請書の審査に当たり、本市専用システムによる住民基本台帳や妊娠届出情報等の参照、他自治体との申請・支給状況に係るやりとり等、長期間にわたり、経験の積み上げが求められる。さらに、本事業では、出産応援ギフトと子育て応援ギフトで支給対象者が異なり、例外的な支給パターンが複数存在することから、申請・支給要件を正しく理解していなければ、過払い、誤入金が生じる恐れがあるなど、市民の利益を害する恐れがある。以上のことから、主として価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があり、その性質が競争入札に適さないため、随意契約とした。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

効率的な行政運営の推進及び市民サービスの向上を目的に、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定した結果、最も優れた提案内容であったため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
桃陽病院受変電設備改修工事
- 2 担当所属名
子ども若者はぐくみ局 桃陽病院
- 3 契約締結日
令和5年3月6日
- 4 履行期間
令和5年3月6日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区三栖向町765番地
有限会社森田電設
- 6 契約金額（税込み）
3,495,800円
- 7 契約内容
高压ケーブルの更新
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
受変電設備の故障による電気の供給停止に伴い、直ちに改修工事を実施しなければ、診療行為、入院患者の受け入れ・急変対応等ができなくなり、業務に著しい支障が生じるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
至急対応可能な業者による見積合わせの結果、最も安価な費用を提示した業者であったため。
- 11 その他

積算内訳書				
名称	数量	単位	金額	備考
高圧ケーブル取替及び仮設電源工事				
高圧ケーブル入替及び撤去費	1	式	3,215,300 円	
電気主任技術者立会費	1	式	55,000 円	
仮設電源工事	1	式	225,500 円	
計				
			3,495,800 円	うち消費税及び地方税相当額
				317,800 円